

**電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
(付加機能の提供) 第50条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略) 4 当社は、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、<u>東日本電信電話株式会社</u>の電話サービスに係る契約者に当社の付加機能を提供します。 (注1) (略) (注2) (略)	(付加機能の提供) 第50条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略) 4 当社は、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、<u>N T T東日本株式会社</u>の電話サービスに係る契約者に当社の付加機能を提供します。 (注1) (略) (注2) (略)
(電話番号案内) 第99条 当社は、当社が付与した電話番号若しくは電話番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下「電話番号等」といいます。)(案内(以下「電話番号案内」といいます。))を行います。 (注1) (略) (注2) (略) (注3) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社並びに別記33に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。</u>	(電話番号案内) 第99条 当社は、当社が付与した電話番号若しくは電話番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下「電話番号等」といいます。)(案内(以下「電話番号案内」といいます。))を行います。 (注1) (略) (注2) (略) (注3) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、<u>N T Tドコモビジネス株式会社並びに別記33に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。</u>
別記 1 ～ (略) 4 5 相互接続通話の料金等の取扱い (1) ～ (略) (3) (4) 別記34に規定する接続形態により行われる相互接続通話のうち中継事業者等(<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記33に規定する中継事業者を</u>いいます。以下同じとします。)(に係る相互接続通話(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り。))の料金の取扱いは、次のとおりとします。 ア (略) イ (略)	別記 1 ～ (略) 4 5 相互接続通話の料金等の取扱い (1) ～ (略) (3) (4) 別記34に規定する接続形態により行われる相互接続通話のうち中継事業者等(<u>N T Tドコモビジネス株式会社又は別記33に規定する中継事業者を</u>いいます。以下同じとします。)(に係る相互接続通話(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り。))の料金の取扱いは、次のとおりとします。 ア (略) イ (略)

新旧対照

旧	新
---	---

(5)
～ (略)
(8)

6
～ (略)

32

33 他社相互接続通話に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	(略)
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）
3 ～ (略) 6	(略)

34 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い

(1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等

接 続 形 態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	当社	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に規定する者	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5)
～ (略)
(8)

6
～ (略)

32

33 他社相互接続通話に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	(略)
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（ <u>NTT東日本株式会社</u> 及び <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> を除きます。）
3 ～ (略) 6	(略)

34 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い

(1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等

接 続 形 態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	当社	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に規定する者	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧

(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備

接 続 形 態			料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合		<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	同左	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に規定する者	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。
3	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）

接 続 形 態			料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
2	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合		<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	当社	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に規定する者	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(4)
～ (略)

(8)

新

(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備

接 続 形 態			料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合		<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	同左	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に規定する者	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。
3	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：NTTドコモビジネス株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）

接 続 形 態			料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
2	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合		<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	当社	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に規定する者	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(4)
～ (略)

(8)

新旧対照

旧	新
---	---

35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	電話等利用契約 第2種中継電話等契約 国際電話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限り、） 第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約
KDDI株式会社	

料金表

第1表 料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 (略)

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1

～ (略)

2-1-4

2-1-5 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料金額		
			臨時以外 のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
(略)					
着信短縮ダイヤル機能 (#ダイヤル)	その契約者回線（加入電話の契約者回線に限ります。）へ着信する通話を、着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した電話番号以外の番号であって、	(略)	(略)	(略)	—

35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約
NTTドコモビジネス株式会社 ソフトバンク株式会社	電話等利用契約 第2種中継電話等契約 国際電話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限り、） 第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約
KDDI株式会社	

料金表

第1表 料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 (略)

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1

～ (略)

2-1-4

2-1-5 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料金額		
			臨時以外 のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
(略)					
着信短縮ダイヤル機能 (#ダイヤル)	その契約者回線（加入電話の契約者回線に限ります。）へ着信する通話を、着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した電話番号以外の番号であって、	(略)	(略)	(略)	—

新旧対照

旧					新				
	追加番号以外のものをいいます。)により行うことができるようにする機能	(略)	(略)	(略) —		追加番号以外のものをいいます。)により行うことができるようにする機能	(略)	(略)	(略) —
備考	1 ～ (略) 3 4 全国型の着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた契約者は、その通話の発信を許容する区域として <u>東日本電信電話株式会社</u> の提供区域にある区域を指定したときは、 <u>東日本電信電話株式会社</u> と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結したことになります。この場合の付加機能使用料は、 <u>東日本電信電話株式会社</u> が提供する機能と合わせて当社が定めるものとし、この欄に定める全国型に係る料金額とします。 5 (略) 6 <u>東日本電信電話株式会社</u> に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた <u>東日本電信電話株式会社</u> の契約者は、その通話の発信を許容する区域として当社の提供区域にある区域を指定したときは、当社とこの機能の利用に係る契約を締結したことになります。この場合の付加機能使用料は、この約款の規定にかかわらず、その機能と <u>東日本電信電話株式会社</u> が提供する機能とを合わせて定めるものとし、 <u>東日本電信電話株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。 7 前項に定める付加機能使用料については、 <u>東日本電信電話株式会社</u> が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、 <u>東日本電信電話株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。 8 (略) 9 (略) (注) (略)			備考	1 ～ (略) 3 4 全国型の着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた契約者は、その通話の発信を許容する区域として <u>N T T 東日本株式会社</u> の提供区域にある区域を指定したときは、 <u>N T T 東日本株式会社</u> と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結したことになります。この場合の付加機能使用料は、 <u>N T T 東日本株式会社</u> が提供する機能と合わせて当社が定めるものとし、この欄に定める全国型に係る料金額とします。 5 (略) 6 <u>N T T 東日本株式会社</u> に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた <u>N T T 東日本株式会社</u> の契約者は、その通話の発信を許容する区域として当社の提供区域にある区域を指定したときは、当社とこの機能の利用に係る契約を締結したことになります。この場合の付加機能使用料は、この約款の規定にかかわらず、その機能と <u>N T T 東日本株式会社</u> が提供する機能とを合わせて定めるものとし、 <u>N T T 東日本株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。 7 前項に定める付加機能使用料については、 <u>N T T 東日本株式会社</u> が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、 <u>N T T 東日本株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。 8 (略) 9 (略) (注) (略)				
(略)					(略)				

新旧対照

旧	新												
第3 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td> 次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 削除 イ 削除 ウ (略) エ <u>東日本電信電話株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 オ 当社又は<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 削除 イ 削除 ウ (略) エ <u>東日本電信電話株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 オ 当社又は<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。	第3 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td> 次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 削除 イ 削除 ウ (略) エ <u>N T T 東日本株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 オ 当社又は<u>N T T 東日本株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 削除 イ 削除 ウ (略) エ <u>N T T 東日本株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 オ 当社又は<u>N T T 東日本株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。
区 分	内 容												
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)												
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 削除 イ 削除 ウ (略) エ <u>東日本電信電話株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 オ 当社又は<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。												
区 分	内 容												
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)												
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 削除 イ 削除 ウ (略) エ <u>N T T 東日本株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 オ 当社又は<u>N T T 東日本株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。												
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 施設設置負担金の適用</td><td> ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。 イ <u>東日本電信電話株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。 </td></tr> <tr> <td>(2) 施設設置負担金の差額負担</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。 イ <u>東日本電信電話株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。	(2) 施設設置負担金の差額負担	(略)	第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 施設設置負担金の適用</td><td> ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。 イ <u>N T T 東日本株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。 </td></tr> <tr> <td>(2) 施設設置負担金の差額負担</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。 イ <u>N T T 東日本株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。	(2) 施設設置負担金の差額負担	(略)
区 分	内 容												
(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。 イ <u>東日本電信電話株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。												
(2) 施設設置負担金の差額負担	(略)												
区 分	内 容												
(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。 イ <u>N T T 東日本株式会社</u>と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。												
(2) 施設設置負担金の差額負担	(略)												

新旧対照

旧		新	
第2 工事費 1 適用		第2 工事費 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (4)	(略)	(1) ～ (略) (4)	(略)
(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例	ア 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、<u>東日本電信電話株式会社</u>と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、<u>東日本電信電話株式会社</u>の提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び<u>東日本電信電話株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 イ (略) ウ 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、<u>東日本電信電話株式会社</u>の電話サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が<u>東日本電信電話株式会社</u>に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び<u>東日本電信電話株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 オ (略)	(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例	ア 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、<u>NTT東日本株式会社</u>と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、<u>NTT東日本株式会社</u>の提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び<u>NTT東日本株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 イ (略) ウ 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、<u>NTT東日本株式会社</u>の電話サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が<u>NTT東日本株式会社</u>に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び<u>NTT東日本株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、<u>NTT東日本株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 オ (略)
(6) ～ (略) (13)	(略)	(6) ～ (略) (13)	(略)
(14) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) カ キ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又は<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事	(14) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) カ キ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又は<u>NTT東日本株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事

新旧対照

旧		新	
(15) 工事費の減額 適用	(略)	(15) 工事費の減額 適用	(略)

第4表 番号案内料

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 視覚障害者等 が利用する場合 の番号案内料の 免除	ア 当社は、電話番号案内を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する者であって、あらかじめ当社にその旨を申し出られた者（<u>東日本電信電話株式会社</u>に申し出られた者を含みます。）である場合において、当社が別に定めるところにより電話番号案内を利用するときは、2（番号案内料の額）の規定にかかわらず、その支払いを免除します。 （ア） ～ （略） （エ） イ （略） ウ （略） エ 当社は、アの規定により当社に番号案内料の免除を申し出られた者について、<u>東日本電信電話株式会社</u>が番号案内料を適用するために必要な情報を通知します。 （注1） ～ （略） （注3）
(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

第4表 番号案内料

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 視覚障害者等 が利用する場合 の番号案内料の 免除	ア 当社は、電話番号案内を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する者であって、あらかじめ当社にその旨を申し出られた者（<u>NTT東日本株式会社</u>に申し出られた者を含みます。）である場合において、当社が別に定めるところにより電話番号案内を利用するときは、2（番号案内料の額）の規定にかかわらず、その支払いを免除します。 （ア） ～ （略） （エ） イ （略） ウ （略） エ 当社は、アの規定により当社に番号案内料の免除を申し出られた者について、<u>NTT東日本株式会社</u>が番号案内料を適用するために必要な情報を通知します。 （注1） ～ （略） （注3）
(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

新旧対照

旧	新								
第5表 質権の設定等に関する手数料 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例</td><td>東日本電信電話株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実を東日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例	東日本電信電話株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実を東日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。	第5表 質権の設定等に関する手数料 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例</td><td>N T T東日本株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実をN T T東日本株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例	N T T東日本株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実をN T T東日本株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。
区 分	内 容								
質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例	東日本電信電話株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実を東日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。								
区 分	内 容								
質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例	N T T東日本株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実をN T T東日本株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。								
附 則 （実施期日） 第1条 ～ （略） 第16条 （その他の端末設備に関する経過措置） 第17条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している次の端末設備に関する料金その他の提供条件については、第2項に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。 (1) （略） (2) （略） 2 前項に規定する端末設備のうち旧約款の規定により2段階料金制度を採用しているものの利用期間及び解約金の取扱いについては、次のとおりとします。 (1) 利用期間 契約者がその端末設備を利用できる期間は、次のとおりとします。この場合の期間は、その端末設備が最初に設置された日から起算するものとします。この場合において、東日本電信電話株式会社が提供している端末設備を廃止すると同時に当社からこれに相当する端末設備の提供を受けるときは、東日本電信電話株式会社が提供していた期間を通算します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>端末設備の種類</th><th>利用できる期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	端末設備の種類	利用できる期間	(略)	(略)	附 則 （実施期日） 第1条 ～ （略） 第16条 （その他の端末設備に関する経過措置） 第17条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している次の端末設備に関する料金その他の提供条件については、第2項に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。 (1) （略） (2) （略） 2 前項に規定する端末設備のうち旧約款の規定により2段階料金制度を採用しているものの利用期間及び解約金の取扱いについては、次のとおりとします。 (1) 利用期間 契約者がその端末設備を利用できる期間は、次のとおりとします。この場合の期間は、その端末設備が最初に設置された日から起算するものとします。この場合において、N T T東日本株式会社が提供している端末設備を廃止すると同時に当社からこれに相当する端末設備の提供を受けるときは、N T T東日本株式会社が提供していた期間を通算します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>端末設備の種類</th><th>利用できる期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	端末設備の種類	利用できる期間	(略)	(略)
端末設備の種類	利用できる期間								
(略)	(略)								
端末設備の種類	利用できる期間								
(略)	(略)								

新旧対照

旧	新
(2) 解約金 当初使用料の支払期間の中途において端末設備の廃止があった場合には、契約者は、当社が別に定める方法により算定した額に消費税相当額を加算した額を解約金として、当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、当社が提供している端末設備を廃止すると同時に<u>東日本電信電話株式会社</u>からこれに相当する端末設備の提供を受けるときは、この限りではありません。 (注) 2の(2)に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、その端末設備に係る物品費等と残余の期間を基に算定した額とします。 <u>(区域内通話の特例に関する経過措置)</u> <u>第18条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により相互に隣接する2の単位料金区域相互間の通話（相互接続通話を除きます。）のうち区域内通話として取り扱っている区域については、この約款の規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。</u> 第19条 ～ (略) 第27条 附則別表 (略)	(2) 解約金 当初使用料の支払期間の中途において端末設備の廃止があった場合には、契約者は、当社が別に定める方法により算定した額に消費税相当額を加算した額を解約金として、当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、当社が提供している端末設備を廃止すると同時に<u>N T T 東日本株式会社</u>からこれに相当する端末設備の提供を受けるときは、この限りではありません。 (注) 2の(2)に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、その端末設備に係る物品費等と残余の期間を基に算定した額とします。 <u>第18条 削除</u> 第19条 ～ (略) 第27条 附則別表 (略) 附 則（令和7年6月16日企営第155500000676号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 （その他） 第2条 西企営第1号（平成11年7月1日）の附則第18条を「第18条 削除」に改めます。

電報サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
(電報サービスの提供区域) 第4条 当社は、別記1に定める提供区域において、電報の受付（<u>東日本電信電話株式会社</u>が配達を行う電報の受付を含みます。以下同じとします。）及び配達（<u>東日本電信電話株式会社</u>が受け付けた電報の配達を含みます。以下同じとします。）を行います。 2 (略)	(電報サービスの提供区域) 第4条 当社は、別記1に定める提供区域において、電報の受付（<u>NTT東日本株式会社</u>が配達を行う電報の受付を含みます。以下同じとします。）及び配達（<u>NTT東日本株式会社</u>が受け付けた電報の配達を含みます。以下同じとします。）を行います。 2 (略)
(利用の制限) 第29条 当社は、電報が著しくふくそうするときは、非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を優先的に取り扱うため、そのふくそうの程度に応じて次の措置をとることがあります。 (1) ～ (略) (4) 2 当社は、前項の規定による場合のほか、第13条（配達不能）第1号及び第2号の規定により配達不能の措置をとったとき（<u>東日本電信電話株式会社</u>がその契約約款及び料金表に定めるところにより配達不能の措置をとった場合を含みます。）は、その地域あての電報を受け付けない措置をとることがあります。 3 (略)	(利用の制限) 第29条 当社は、電報が著しくふくそうするときは、非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を優先的に取り扱うため、そのふくそうの程度に応じて次の措置をとることがあります。 (1) ～ (略) (4) 2 当社は、前項の規定による場合のほか、第13条（配達不能）第1号及び第2号の規定により配達不能の措置をとったとき（<u>NTT東日本株式会社</u>がその契約約款及び料金表に定めるところにより配達不能の措置をとった場合を含みます。）は、その地域あての電報を受け付けない措置をとることがあります。 3 (略)
(料金の設定等) 第32条 当社が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 2 <u>東日本電信電話株式会社</u>が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて<u>東日本電信電話株式会社</u>が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款及び料金表に定めるところによります。	(料金の設定等) 第32条 当社が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 2 <u>NTT東日本株式会社</u>が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて<u>NTT東日本株式会社</u>が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、<u>NTT東日本株式会社</u>の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(料金の支払義務) 第33条 発信人は、当社が電報の発信（第5項に規定する場合を除きます。）又は特別取扱（<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供するものを含みます。以下同じとします。）の請求を承諾したときは、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する料金の支払いを要します。 2 ～ (略) 5	(料金の支払義務) 第33条 発信人は、当社が電報の発信（第5項に規定する場合を除きます。）又は特別取扱（<u>NTT東日本株式会社</u>が提供するものを含みます。以下同じとします。）の請求を承諾したときは、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する料金の支払いを要します。 2 ～ (略) 5
(債権の譲渡等) 第37条 発信人（当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスの設備から発信した者に限ります。）は、電報に係る債権（当社が別に定める方法により発信された電報に係るものを除きます。）を当社がその電気通信事業者に譲渡することを承	(債権の譲渡等) 第37条 発信人（当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスの設備から発信した者に限ります。）は、電報に係る債権（当社が別に定める方法により発信された電報に係るものを除きます。）を当社がその電気通信事業者に譲渡することを承

新旧対照

旧	新
認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 2 (略) 3 第32条(料金の設定等)第2項の規定により、電報サービスの料金を定める<u>東日本電信電話株式会社</u>が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその電報に係る債権を他の電気通信事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。 4 (略) (注1) ～ (略) (注3) 第11章 損害賠償 (責任の制限) 第38条 当社は、当社が受け付けた電報について、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、電報の配達が遅延したとき、電報が配達されなかったとき又は電報の通信文に誤りを生じたときは、次の場合に限り、発信人の損害を賠償します。 ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。 (1) (略) (2) (略) 2 ～ (略) 4 5 <u>東日本電信電話株式会社</u>が受け付けた電報に係る損害賠償の取扱いについては、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款及び料金表に定めるところによります。 ただし、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款及び料金表に定める損害賠償を行う事態が、当社の故意又は重大な過失により生じたときは、当社がその発信人の損害を賠償します。 (注) (略) 第12章 雑則 (発信人の氏名の通知等) 第38条の2 発信人は、当社が第37条(債権の譲渡等)の規定に基づき他の電気通信事業者又は請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその発信人に係る電気通信番号、発信日時等を、その電気通信事業者又はその請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。 2 発信人は、当社が発信人の住所、氏名、電話番号等電報サービスの提供のために必要な情報を、<u>東日本電信電話株式会社</u>に通知する場合があることについて、同意していただきます。 3 (略) 4 (略)	認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 2 (略) 3 第32条(料金の設定等)第2項の規定により、電報サービスの料金を定める<u>N T T 東日本株式会社</u>が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその電報に係る債権を他の電気通信事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。 4 (略) (注1) ～ (略) (注3) 第11章 損害賠償 (責任の制限) 第38条 当社は、当社が受け付けた電報について、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、電報の配達が遅延したとき、電報が配達されなかったとき又は電報の通信文に誤りを生じたときは、次の場合に限り、発信人の損害を賠償します。 ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。 (1) (略) (2) (略) 2 ～ (略) 4 5 <u>N T T 東日本株式会社</u>が受け付けた電報に係る損害賠償の取扱いについては、<u>N T T 東日本株式会社</u>の契約約款及び料金表に定めるところによります。 ただし、<u>N T T 東日本株式会社</u>の契約約款及び料金表に定める損害賠償を行う事態が、当社の故意又は重大な過失により生じたときは、当社がその発信人の損害を賠償します。 (注) (略) 第12章 雑則 (発信人の氏名の通知等) 第38条の2 発信人は、当社が第37条(債権の譲渡等)の規定に基づき他の電気通信事業者又は請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその発信人に係る電気通信番号、発信日時等を、その電気通信事業者又はその請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。 2 発信人は、当社が発信人の住所、氏名、電話番号等電報サービスの提供のために必要な情報を、<u>N T T 東日本株式会社</u>に通知する場合があることについて、同意していただきます。 3 (略) 4 (略)

新旧対照

旧	新																
料金表 通則（略） 第1 電報サービスの料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～（略） (3)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4) 特別取扱に関する料金の適用</td><td>ア <u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2－2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。 イ（略） ウ（略） （注）（略）</td></tr><tr><td>(5) 電報料金の減免</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～（略） (3)	（略）	(4) 特別取扱に関する料金の適用	ア <u>東日本電信電話株式会社</u> が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2－2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。 イ（略） ウ（略） （注）（略）	(5) 電報料金の減免	（略）	料金表 通則（略） 第1 電報サービスの料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～（略） (3)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4) 特別取扱に関する料金の適用</td><td>ア <u>N T T 東日本株式会社</u>が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2－2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。 イ（略） ウ（略） （注）（略）</td></tr><tr><td>(5) 電報料金の減免</td><td>（略）</td></tr></table> 附 則（令和7年6月30日企管第155500000676号） この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。	区 分	内 容	(1) ～（略） (3)	（略）	(4) 特別取扱に関する料金の適用	ア <u>N T T 東日本株式会社</u> が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2－2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。 イ（略） ウ（略） （注）（略）	(5) 電報料金の減免	（略）
区 分	内 容																
(1) ～（略） (3)	（略）																
(4) 特別取扱に関する料金の適用	ア <u>東日本電信電話株式会社</u> が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2－2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。 イ（略） ウ（略） （注）（略）																
(5) 電報料金の減免	（略）																
区 分	内 容																
(1) ～（略） (3)	（略）																
(4) 特別取扱に関する料金の適用	ア <u>N T T 東日本株式会社</u> が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2－2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。 イ（略） ウ（略） （注）（略）																
(5) 電報料金の減免	（略）																

専用サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新												
料金表 通則 (略) 第1表 (略) 第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 施設設置負担金の適用</td><td> ア 施設設置負担金は、一般専用サービス又は高速デジタル伝送サービス（臨時専用契約及び高速デジタル伝送サービスのプラン2の専用契約に係るものを除きます。）について適用します。 イ アに規定するほか、次に掲げる部分については、施設設置負担金を適用しません。 (ア) ～ (略) (オ) (カ) 専用契約（東日本電信電話株式会社の契約約款に規定する専用契約を含みます。）を解除すると同時に、これに相当する専用契約を締結する場合（解除された専用契約が東日本電信電話株式会社に係るものである場合は、その事実を東日本電信電話株式会社からの通知により確認できた場合に限りします。）はその専用回線の終端の部分 </td></tr> <tr> <td>(2) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、一般専用サービス又は高速デジタル伝送サービス（臨時専用契約及び高速デジタル伝送サービスのプラン2の専用契約に係るものを除きます。）について適用します。 イ アに規定するほか、次に掲げる部分については、施設設置負担金を適用しません。 (ア) ～ (略) (オ) (カ) 専用契約（東日本電信電話株式会社の契約約款に規定する専用契約を含みます。）を解除すると同時に、これに相当する専用契約を締結する場合（解除された専用契約が東日本電信電話株式会社に係るものである場合は、その事実を東日本電信電話株式会社からの通知により確認できた場合に限りします。）はその専用回線の終端の部分	(2) ～ (略) (4)	(略)	料金表 通則 (略) 第1表 (略) 第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 施設設置負担金の適用</td><td> ア 施設設置負担金は、一般専用サービス又は高速デジタル伝送サービス（臨時専用契約及び高速デジタル伝送サービスのプラン2の専用契約に係るものを除きます。）について適用します。 イ アに規定するほか、次に掲げる部分については、施設設置負担金を適用しません。 (ア) ～ (略) (オ) (カ) 専用契約（N T T東日本株式会社の契約約款に規定する専用契約を含みます。）を解除すると同時に、これに 相当する専用契約を締結する場合（解除された専用契約がN T T東日本株式会社に係るものである場合は、その事実をN T T東日本株式会社からの通知により確認できた場合に限りします。）はその専用回線の終端の部分 </td></tr> <tr> <td>(2) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、一般専用サービス又は高速デジタル伝送サービス（臨時専用契約及び高速デジタル伝送サービスのプラン2の専用契約に係るものを除きます。）について適用します。 イ アに規定するほか、次に掲げる部分については、施設設置負担金を適用しません。 (ア) ～ (略) (オ) (カ) 専用契約（N T T東日本株式会社の契約約款に規定する専用契約を含みます。）を解除すると同時に、これに 相当する専用契約を締結する場合（解除された専用契約がN T T東日本株式会社に係るものである場合は、その事実をN T T東日本株式会社からの通知により確認できた場合に限りします。）はその専用回線の終端の部分	(2) ～ (略) (4)	(略)
区 分	内 容												
(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、一般専用サービス又は高速デジタル伝送サービス（臨時専用契約及び高速デジタル伝送サービスのプラン2の専用契約に係るものを除きます。）について適用します。 イ アに規定するほか、次に掲げる部分については、施設設置負担金を適用しません。 (ア) ～ (略) (オ) (カ) 専用契約（東日本電信電話株式会社の契約約款に規定する専用契約を含みます。）を解除すると同時に、これに相当する専用契約を締結する場合（解除された専用契約が東日本電信電話株式会社に係るものである場合は、その事実を東日本電信電話株式会社からの通知により確認できた場合に限りします。）はその専用回線の終端の部分												
(2) ～ (略) (4)	(略)												
区 分	内 容												
(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、一般専用サービス又は高速デジタル伝送サービス（臨時専用契約及び高速デジタル伝送サービスのプラン2の専用契約に係るものを除きます。）について適用します。 イ アに規定するほか、次に掲げる部分については、施設設置負担金を適用しません。 (ア) ～ (略) (オ) (カ) 専用契約（N T T東日本株式会社の契約約款に規定する専用契約を含みます。）を解除すると同時に、これに 相当する専用契約を締結する場合（解除された専用契約がN T T東日本株式会社に係るものである場合は、その事実をN T T東日本株式会社からの通知により確認できた場合に限りします。）はその専用回線の終端の部分												
(2) ～ (略) (4)	(略)												
	附 則（令和7年6月16日企営第155500000676号） この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。												

**総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
(付加機能の提供) 第34条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 当社は、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、<u>東日本電信電話株式会社</u>の総合デジタル通信サービスに係る契約者に当社の付加機能を提供します。 (注1) (略) (注2) (略)	(付加機能の提供) 第34条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 当社は、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、<u>NTT東日本株式会社</u>の総合デジタル通信サービスに係る契約者に当社の付加機能を提供します。 (注1) (略) (注2) (略)
(番号案内) 第77条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。 2 (略) (注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>並びに別記21に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。	(番号案内) 第77条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。 2 (略) (注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>並びに別記21に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。

新旧対照

旧	新																
別記 1 ～ （略） 3 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1) ～ （略） (3) (4) 別記22に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記21に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）又は電気通信事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限りします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。 ア ～ （略） ウ (5) ～ （略） (8) 5 ～ （略） 20 21 他社相互接続通信に係る協定事業者 <table border="1"> <tr> <th>協定事業者</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>1 端末系事業者</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 中継事業者</td><td>電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）</td></tr> <tr> <td>3 ～ （略） 6</td><td>(略)</td></tr> </table>	協定事業者	内 容	1 端末系事業者	(略)	2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）	3 ～ （略） 6	(略)	別記 1 ～ （略） 3 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1) ～ （略） (3) (4) 別記22に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（N T T ドコモビジネス株式会社又は別記21に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）又は電気通信事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限りします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。 ア ～ （略） ウ (5) ～ （略） (8) 5 ～ （略） 20 21 他社相互接続通信に係る協定事業者 <table border="1"> <tr> <th>協定事業者</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>1 端末系事業者</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 中継事業者</td><td>電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（N T T 東日本株式会社及びN T T ドコモビジネス株式会社を除きます。）</td></tr> <tr> <td>3 ～ （略） 6</td><td>(略)</td></tr> </table>	協定事業者	内 容	1 端末系事業者	(略)	2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（N T T 東日本株式会社及びN T T ドコモビジネス株式会社を除きます。）	3 ～ （略） 6	(略)
協定事業者	内 容																
1 端末系事業者	(略)																
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）																
3 ～ （略） 6	(略)																
協定事業者	内 容																
1 端末系事業者	(略)																
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（N T T 東日本株式会社及びN T T ドコモビジネス株式会社を除きます。）																
3 ～ （略） 6	(略)																

新旧対照

旧						新					
22 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い						22 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い					
(1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等						(1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。	2	NTTドコモビジネス株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	NTTドコモビジネス株式会社	当社	NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に規定する者	NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備						(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同左	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。	2	NTTドコモビジネス株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	NTTドコモビジネス株式会社	同左	NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に規定する者	NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に定めるところによります。
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧						新					
(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）						(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：NTTドコモビジネス株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。	2	NTTドコモビジネス株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	NTTドコモビジネス株式会社	当社	NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に規定する者	NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) ～ (略) (8)						(4) ～ (略) (8)					
23 他の電気通信事業者との利用契約の締結						23 他の電気通信事業者との利用契約の締結					
契約相手となる電気通信事業者		締結する利用契約				契約相手となる電気通信事業者		締結する利用契約			
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社		電話等利用契約 第2種中継電話等契約 国際ISDN利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限ります。） 第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約				NTTドコモビジネス株式会社 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社		電話等利用契約 第2種中継電話等契約 国際ISDN利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限ります。） 第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約			

新旧対照

旧

料金表
第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）
第1 基本料金
1 （略）
2 料金額
2-1
～ （略）
2-4
2-5 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額		
			臨時契約以 外のもの （月額）	臨時契約の もの （日額）	
（略）					
着信短縮ダイヤル機能 （#ダイヤル）	その契約者回線へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した契約者回線番号以外の番号であって、追加番号以外のものをいいます。）により行うことができるようにする機能	（略）	（略）	（略）	—
	（略）	（略）	（略）	（略）	—
備考	1 （略） 2 （略） 3 全国型の着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた契約者が、その通信の発信を許容する区域として東日本電信電話株式会社の提供区域にある区域を指定したときは、東日本電信電話株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結したこととなります。この場合の付加機能使用料は、東日本電信電話株式会社が提供する機能と合わせて当社が定めるものとし、この欄に定める全国型に係る料金額とします。 4 （略）				

新

料金表
第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）
第1 基本料金
1 （略）
2 料金額
2-1
～ （略）
2-4
2-5 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額		
			臨時契約以 外のもの （月額）	臨時契約の もの （日額）	
（略）					
着信短縮ダイヤル機能 （#ダイヤル）	その契約者回線へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した契約者回線番号以外の番号であって、追加番号以外のものをいいます。）により行うことができるようにする機能	（略）	（略）	（略）	—
	（略）	（略）	（略）	（略）	—
備考	1 （略） 2 （略） 3 全国型の着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた契約者が、その通信の発信を許容する区域としてNTT東日本株式会社の提供区域にある区域を指定したときは、NTT東日本株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結したこととなります。この場合の付加機能使用料は、NTT東日本株式会社が提供する機能と合わせて当社が定めるものとし、この欄に定める全国型に係る料金額とします。 4 （略）				

新旧対照

旧		新	
	5 <u>東日本電信電話株式会社</u>に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約者は、その通信の発信を許容する区域として当社の提供区域にある区域を指定したときは、当社とこの機能の利用に係る契約を締結したこととなります。この場合の付加機能使用料は、この約款の規定にかかわらず、その機能と<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する機能とを合わせて定めるものとし、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 6 前項に定める付加機能使用料については、<u>東日本電信電話株式会社</u>が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 7 (略) 8 (略) (注) (略)		5 <u>NTT東日本株式会社</u>に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた<u>NTT東日本株式会社</u>の契約者は、その通信の発信を許容する区域として当社の提供区域にある区域を指定したときは、当社とこの機能の利用に係る契約を締結したこととなります。この場合の付加機能使用料は、この約款の規定にかかわらず、その機能と<u>NTT東日本株式会社</u>が提供する機能とを合わせて定めるものとし、<u>NTT東日本株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 6 前項に定める付加機能使用料については、<u>NTT東日本株式会社</u>が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、<u>NTT東日本株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 7 (略) 8 (略) (注) (略)
(略)		(略)	

第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）

第1 削除

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (4)	(略)
(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例	ア 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、<u>東日本電信電話株式会社</u>と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び<u>東日本電信電話株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 イ (略) ウ 料金表第1表第1（基本料金）の規定により<u>東日本電信電話株式会社</u>の総合デジタル通信サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が<u>東日本電信電話株式会</u>

第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）

第1 削除

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (4)	(略)
(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例	ア 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、<u>NTT東日本株式会社</u>と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、<u>NTT東日本株式会社</u>が提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び<u>NTT東日本株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 イ (略) ウ 料金表第1表第1（基本料金）の規定により<u>NTT東日本株式会社</u>の総合デジタル通信サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が<u>NTT東日本株式会社</u>に

新旧対照

旧		新	
	社に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び<u>東日本電信電話株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、<u>東日本電信電話株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 オ (略)		譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び<u>N T T 東日本株式会社</u>は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、<u>N T T 東日本株式会社</u>の契約約款等に定めるところによります。 オ (略)
(6) ～ (略) (10)	(略)	(6) ～ (略) (10)	(略)
(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) オ カ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又は<u>東日本電信電話株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事	(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) オ カ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又は<u>N T T 東日本株式会社</u>が提供する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事
(12) (略)	(略)	(12) (略)	(略)
		附 則（令和 7 年 6 月 16 日企管第 155500000676 号） この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。	

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
別記	別記																
1	1																
～ (略)	～ (略)																
3	3																
4 相互接続通信の料金等の取扱い	4 相互接続通信の料金等の取扱い																
(1)	(1)																
～ (略)	～ (略)																
(3)	(3)																
(4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。	(4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（ <u>N T T ドコモビジネス株式会社</u> 又は別記12に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。																
ア (略)	ア (略)																
イ (略)	イ (略)																
(5)	(5)																
～ (略)	～ (略)																
(7)	(7)																
4の2	4の2																
～ (略)	～ (略)																
11	11																
12 他社相互接続通信に係る協定事業者	12 他社相互接続通信に係る協定事業者																
<table border="1"> <tr> <th>協定事業者</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>1 端末系事業者</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 中継事業者</td><td>電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）</td></tr> <tr> <td>3 ～ (略) 6</td><td>(略)</td></tr> </table>	協定事業者	内 容	1 端末系事業者	(略)	2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）	3 ～ (略) 6	(略)	<table border="1"> <tr> <th>協定事業者</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>1 端末系事業者</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 中継事業者</td><td>電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（<u>N T T 東日本株式会社</u>及び<u>N T T ドコモビジネス株式会社</u>を除きます。）</td></tr> <tr> <td>3 ～ (略) 6</td><td>(略)</td></tr> </table>	協定事業者	内 容	1 端末系事業者	(略)	2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（ <u>N T T 東日本株式会社</u> 及び <u>N T T ドコモビジネス株式会社</u> を除きます。）	3 ～ (略) 6	(略)
協定事業者	内 容																
1 端末系事業者	(略)																
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）																
3 ～ (略) 6	(略)																
協定事業者	内 容																
1 端末系事業者	(略)																
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（ <u>N T T 東日本株式会社</u> 及び <u>N T T ドコモビジネス株式会社</u> を除きます。）																
3 ～ (略) 6	(略)																
13 (略)	13 (略)																
14 (略)	14 (略)																

新旧対照

旧					新				
15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い					15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い				
接 続 形 態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、若しくはＩＰ電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限ります。）	当社	同左	その通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者としてします。）	この約款の定めるところによります。	1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、 <u>ＮＴＴドコモビジネス株式会社</u> 、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、若しくはＩＰ電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（ <u>ＮＴＴドコモビジネス株式会社</u> 又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限りま	当社	同左	その通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者としてします。）	この約款の定めるところによります。

新旧対照

旧							新						
2	発信側の電気通信設備：端末系事業に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	発信側の電気通信設備：端末系事業に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	当社	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</u>			(2) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	当社	<u>NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>NTTドコモビジネス株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</u>
		(3) 東日本電信電話株式会社に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>東日本電信電話株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>東日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。</u>			(3) <u>NTT東日本株式会社</u> に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	<u>NTT東日本株式会社</u>	<u>NTT東日本株式会社</u>	<u>NTT東日本株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>NTT東日本株式会社の契約約款等に定めるところによります。</u>
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3～5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3～5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 6 月 16 日企第 155500000676 号） この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新												
料金表 通則 （略） 第 1 表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第 1 類 基本料金 （略） 第 2 類 通信料金 （略） 第 3 類 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1" data-bbox="185 450 1064 936"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td> 次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ （略） オ カ <u>東日本電信電話株式会社</u>と加入電話、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>東日本電信電話株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 キ （略） </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ （略） オ カ <u>東日本電信電話株式会社</u> と加入電話、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を <u>東日本電信電話株式会社</u> からの通知により確認できたとき。 キ （略）	料金表 通則 （略） 第 1 表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第 1 類 基本料金 （略） 第 2 類 通信料金 （略） 第 3 類 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1" data-bbox="1153 450 2031 936"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td> 次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ （略） オ カ <u>N T T 東日本株式会社</u>と加入電話、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を<u>N T T 東日本株式会社</u>からの通知により確認できたとき。 キ （略） </td></tr> </tbody> </table> 附 則（令和 7 年 6 月 16 日企第 155500000676 号） この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ （略） オ カ <u>N T T 東日本株式会社</u> と加入電話、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を <u>N T T 東日本株式会社</u> からの通知により確認できたとき。 キ （略）
区 分	内 容												
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)												
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ （略） オ カ <u>東日本電信電話株式会社</u> と加入電話、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を <u>東日本電信電話株式会社</u> からの通知により確認できたとき。 キ （略）												
区 分	内 容												
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)												
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ （略） オ カ <u>N T T 東日本株式会社</u> と加入電話、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を <u>N T T 東日本株式会社</u> からの通知により確認できたとき。 キ （略）												